平成２４年（フ）第９７０４号
東京都品川区豊町６丁目24番17号
破産者　株式会社スタイルワークス
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７０５号
東京都品川区豊町４丁目23－６
破産者　荒井希代子
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７０６号
東京都品川区豊町６－24－17、住民票上の住所東京都大田区東馬込２丁目14－２－101
破産者　荒井　佳和
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１４９号
東京都江戸川区中葛西８丁目13－34　ハイム吉久ＮＯ２－207
破産者　高村　恵子
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１９５号
東京都江東区東砂３丁目７－15－201
破産者　高橋　静江
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２７６号
東京都新宿区赤城元町５－11－106、住民票上の住所沖縄県浦添市宮城３丁目４－11－202
破産者　松原布美子（旧姓中島）
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３４３号
東京都江戸川区東葛西７丁目16－３－103
破産者　徳永　貴和
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３８９号
東京都清瀬市野塩５丁目244－９　小山ハイツ２－102
破産者　蔵田和巳こと　藏田　和巳
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４０１号
東京都足立区西綾瀬２丁目21－２－201
破産者　青木　房子
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４４３号
東京都新宿区西新宿４丁目29－10－207
破産者　大山　　博
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４６６号
神奈川県相模原市緑区太井391－１－201
破産者　米倉　太司
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４８３号
神奈川県横浜市戸塚区平戸２丁目33－58－506
破産者　大澤　　仁
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５０４号
東京都渋谷区初台１丁目22－８－105
破産者　桐山　雄輔
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５１０号
東京都青梅市仲町283
破産者　磯部　直彌
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５１１号
東京都青梅市仲町283
破産者　磯部　コノ
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５３１号
東京都北区栄町10番15－106
破産者　福地　伸江（旧姓松永）
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５６６号
神奈川県伊勢原市石田789－１－101
破産者　長浜　　均
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５８１号
東京都世田谷区新町３丁目１－21　10ＦＬＡＴＳ５
破産者　土谷　和幸
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５８２号
東京都新宿区市谷薬王寺町71－101
破産者　佐藤　　剛
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５９３号
東京都北区桐ケ丘２丁目７－Ｎ25－405
破産者　澤村　早苗
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０６４１号
東京都練馬区桜台４丁目12－17－202、住民票上の住所神奈川県大和市つきみ野１丁目５－８
破産者　磯部　智子
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０６４５号
神奈川県横浜市磯子区森１丁目15－12－913
破産者　御子柴弘子
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部